



様々な状況下で  
整合性が要求される  
のに、時代により  
変化も求められる。  
刑法は面白い。



佐川ゼミで使われているテキスト。毎回1名がレジュメを作成し発表。その後みんなで討議を行います。

違う事があるため、国際犯罪の場合、どの国の刑法を適用すれば良いかが問題になることがあります。法律の成り立ちはそれぞれ、その国によって違うので、そういった社会的・文化的背景を尊重しつつ、調和的な解決をどう導くのが大きな課題です。

佐川准教授は大の旅行好き。このような国による文化の違いを肌で感じられるのも魅力だとか。

**実例で、法律をもっと身近に**

「本当のことも、ツイッターに人を貶めることを書き込むのは名誉毀損罪

という犯罪にあたります」と。昨年の高校生向けの出張講義では、このような身近な話をしました。

「法律の抽象的な概念を分かりやすく話すよう心がけています。法はドイツ語では Recht と言いますが、これは同時に「権利」「正しいこと」といった

意味もあります。法を正しく理解することは、自分の権利を守ることに繋がります。少し知識を持つだけで日常のトラブルを防げる事もありますから、親しみを感ずてもらいたいですね。勉強したいと思ってもらえたら、もっと嬉しいです(笑)」。

佐川准教授は、香川大学OG。都会の大規模な大学に比べ、先生との距離が近く勉強しやすかったという印象を持っています。

「分らない事は、ゼミの教授だけでなく、他のゼミの先生にも気軽に質問しました。将来必要だからと、英語やドイツ語の専門書をいっしょに読んでくださった先生もいました。今考えると、非常に恵まれた環境に居たと思います」。

アットホームな校風は守り続けたい大切なもの。教える立場になっても、その思いは変わりません。

# 時代や社会を映す法律

法を知ることが  
自分を守ることに

**09** 年に一般の人から選ばれた裁判員が裁判に参加する制度が導入されましたが、どんな事件を裁くか知っていますか？

「裁判員裁判は、殺人や強盗等が問題になる刑事事件を扱います。これに関わる刑法とは、どういう行為をするるとどんな犯罪になるのか、そしてその犯罪にどんな刑罰を科すのかを定めた法律です」と、教えてくれたのは、刑法学を研究する佐川准教授です。

刑罰を科すことは、個人の生命・自由・財産を国家が奪うことを意味します。被害者に対する損害賠償等が問題になる民事事件とは性質が異なります(罰金刑のお金は被害者に払われるわけでは

ありません)。

人間の歴史の中で、刑罰は権力者にとって都合の悪い人を弾圧するための手段として利用されてきました。刑法は、そういったことを防ぐために、犯罪となることを予め定めておくことにより、国の恣意的な判断から人々を守る役割もあるのだそうです。そのため、法が処罰すると定めていない行為は、いかに常識に反していても罪に問われません。

佐川准教授の専門は、複数人が犯罪を行った場合を扱う「共犯論」です。その関係で、国境を越えて複数人が犯罪と一緒にする国際犯罪にも関心があります。同じ行為でも、国によっては犯罪とならない、あるいは刑罰が全く

刑法は、  
誰もが知って  
おきたい法律です。  
裁判員制度が  
導入された今、  
一層身近な存在に。

# 佐川友佳子

YUKAKO SAGAWA  
さがわ ゆかこ  
法学部 法学科  
准教授 博士(法学)  
専門分野:刑法学、共犯論

